

長浜市商工会からのお知らせ

2021/10/15 第4号

長浜市商工会

TEL : 0749-78-2121

FAX : 0749-78-1300

～お役立ち情報～

滋賀県事業継続支援金（第3期）のご案内（第1期・第2期と重複受給可）

【支給対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業等・個人事業主で、下記のいずれかにあてはまる方。（但し、2021年8月までに開業していること）

- ① 2021年9月または10月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月に比べて50%以上減少した方
- ② 2021年9月と10月の売上の合計が2019年または2020年の9月と10月の売上の合計に比べて30%以上減少した方

【支給額】中小企業等 20万円 個人事業主 10万円

【申請期間】11月から申請受付開始予定

【問合せ先】滋賀県事業継続支援金コールセンター（0570-200-575）

滋賀県事業継続支援金（第3期）チラシ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5277109.pdf>



長浜市事業継続強化支援金について

滋賀県事業継続支援金（第3期）の給付決定を受けた事業者には、長浜市からも支援金が支給されます。

【支給額】中小企業等 10万円 個人事業主 5万円

【申請受付、支給開始時期（予定）】令和4年1月4日（火）から開始予定

※申請方法等は調整中であり、別途お知らせいたします

滋賀県緊急事態措置に係る協力金（第3期・飲食店等）の申請受付開始

滋賀県緊急事態措置期間分（9月13日（月）～9月30日（木）18日間）

【受付期間】令和3年10月1日（金）～10月31日（日）（令和3年11月1日消印有効）

【申請先】オンラインの場合 <https://www.shiga-jitankyouryokukin.jp/>

郵送の場合（簡易書留でお送りください）

〒520-8577 大津市京町4丁目1-1 滋賀県庁内

滋賀県営業時間短縮要請に係る協力金（第3期）受付 宛
【問合せ先】 滋賀県時短協力金コールセンター（0570-666-323）
詳細は県HPをご確認ください。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/320371.html>

滋賀県酒類販売事業者支援金の受付が開始されました

「事業継続支援金」との併給は可 「協力金」との併給は不可

【支給対象者】

- ① 国の月次支援金の給付を受けていること
- ② 滋賀県内に本社・住所等がある中小法人等及び個人事業者等であること
- ③ 酒類製造または酒類販売業の免許を有していること
- ④ 緊急事態措置・まん延防止等重点措置による酒類の提供停止を伴う休業要請又は営業時間短縮要請に応じた飲食店と直接又は間接の取引を反復継続して行っていること

【申請期間】 令和3年8月分：10月1日（金）～11月30日（火）
令和3年9月分：10月15日（金）～12月31日（金）

【申請方法】 原則オンライン申請です

<https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=oena-lhnash-e1c96938cdd978ea38523d86dcea41c3>

【問合せ先】 滋賀県酒類販売事業者支援金コールセンター（0570-005-530）
詳細は県HPをご覧ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/shien/syoukouroudou/320444.html>

小規模企業共済に加入しませんか

👉 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が、廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

👉 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

👉 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

詳細は、小規模企業共済（中小企業基盤整備機構）HPをご覧ください。

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/>

